

2021年1月13日

大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 石田 精三
青年部長 橋本 舞

2020年度 大阪府教職員組合青年部要求書

学校現場では、経験の少ない教職員や臨時教職員が多く、業務に関わる経験が少ないことで、さらに業務負担が増大しています。私たち大阪府教職員組合青年部は、貴委員会に対して青年教職員の勤務労働条件の改善のため次の諸点について下記のとおり要求します。

記

1. 多忙な勤務実態の解消について

- (1) 2017年4月に文科省が公表した調査結果でも、平日1日当たりの時間外勤務時間が小学校・中学校ともに過労死ラインをこえるレベルにある。学校業務はますます多様化、複雑化している。2018年3月に策定された「大阪府教育振興計画における後期事業計画」をふまえ、少人数学級編制をさらに推進をするなど、教職員の負担軽減をはかること。
- (2) 教育課程に位置付けられる土曜授業の実施については、学校5日制の意義をふまえるとともに、育児・介護等の要件に配慮し、週休日の振替、校内体制など教職員の勤務労働条件への負担増とならないようにすること。
- (3) 大阪府では、すべての学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とするインクルーシブ教育がすすめられている。地域の学校において様々な支援を要する子どもたちが増える中、十分な支援ができていない多忙な状況にある。教職員が子どもたちへ十分な支援ができるように、必要な教職員を措置するなど、業務負担軽減にむけた方策を講じること。
- (4) 超過勤務の改善にむけ、在校等時間の適切な管理と、業務量の削減は急務である。客観的に集計することのできるシステムと、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」にもとづき、市町村での制度整備を市町村教育委員会へはたらきかけるなど、勤務時間を意識した働き方の推進にむけて長時間労働の是正、職場環境の改善をはかること。

- (5) 新型コロナウイルス感染防止対策を講じるにあたっては、日々の業務に加えて学校施設の消毒などが新たな業務負担となり、長時間労働に拍車をかけている。感染防止対策を講じた学校生活は必須であることをふまえ、具体的な軽減策を講じ、教職員の多忙化、負担増を防止すること。

2. 職場環境の改善について

- (1) 学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを参考に、各市町村、学校園においても感染症対策に努めている。学校現場の実態を把握するとともに、現場の感染防止対策を支援するなど、教職員の感染防止対策に万全を期すこと。
- (2) 働きやすい民主的な学校運営がおこなわれるようにすること。とくに、ハラスメント対策強化のための関連法（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）の改正を受け、セクハラ、マタハラ、パワハラ防止指針の改定整備をさらにすすめるよう市町村に指導するなど、改定指針の趣旨をすべての教職員が理解できるようにすること。また、実態把握に努め、教職員の働く環境を悪化させる、あるいは不安を与える行為の防止をはかること。
- (3) 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また、経験の浅い教職員の意欲と資質能力の育成についての趣旨を改めて周知するなど、具体的なとりくみにつなげること。
- (4) 経験の少ない教職員が早期に退職することがないように、相談窓口の周知を徹底するなどメンタルヘルスケアなどのサポートに努めること。
- (5) 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱（20年4月）」を教職員へ周知し、要綱等に即した在校等時間の適切な管理、業務削減、業務の適正化などの労働安全衛生上の措置等を講じるなど、在校等時間の縮減をはかること。
- (6) 教職員の多忙な勤務実態を把握し、業務のスリム化をはかり、労働安全衛生の観点から教職員の健康保持のためのとりくみなど、負担軽減策を講じること。

3. 初任者研修や研修制度について

- (1) 学校現場が多忙を極めていることをふまえ、業務都合により、やむを得ず研修に参加できなかったことをもって、不利な扱いをおこなわないこと。
- (2) 府教育センターで実施される研修については、府内1か所実施のため、移動に要する時間が過大である地域が多い。研修会場の複数化をはかることや、今年度導入さ

れたWEB研修の適切な活用など、今後も研修を受講する教職員の負担軽減のための方策を講じること。

- (3) (2)のWEB研修の実施にあたっては、集合研修と同様、各学校で勤務時間内に受講できる体制を徹底させることはもちろん、事後レポート作成等についても過度の負担とならないようにすること。
- (4) 経験の少ない若年層の教職員の割合が増加している。業務負担軽減のためにも、退職された教職員の活用など、学校現場におけるサポート体制の充実をはかること。
- (5) 5年経験者研修や10年経験者研修については、研修内容や提出物の精選など、学校業務に過度の負担とならないように実施すること。

4. 労働条件について

- (1) 入試制度の改変により、教職員の多忙・負担増に拍車がかかっている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙・負担増を防止するための支援策を講じること。
- (2) 「妊娠判断時から産休行使日前日までの体育実技軽減措置」、「支援学級担任教員の担当時間軽減措置」、「養護教諭の職務軽減（妊娠）措置」に加え、今年度新たに創設された「栄養教諭（臨時技師を含む）の職務軽減（妊娠）措置」について、代替者を確実に配置することなど、妊娠時の負担軽減に努めること。
- (3) 妊娠障害休暇や産前産後休暇・育児休業等を安心して取得できるよう、速やかに臨時的任用教職員が確保できるようにするなど、休暇・休業を取得しやすい環境づくりに努めること。また、「男性職員の育児休業取得促進に関する指針」の周知徹底をはかるなど、取得者が増えるように具体的なてだてを講ずること。
- (4) 病気休暇や休業等に伴う欠員が出た場合等には、速やかに臨時的任用教職員等を配置し、他の教職員に負担が転嫁されることのないよう措置をはかること。

5. 部活動指導業務について

- (1) 長時間労働の最大の要因である部活動は、学習指導要領上、教育課程内の活動ではないことを周知すること。また、部活動指導が勤務時間を増大させている実態をふまえ、「指導の補助としての部活動支援員の配置」とは別に、単独指導や単独引率ができる部活動指導員等を中学校・高校にさらに拡充することなど、顧問教員の負担軽減に努めること。

- (2) 2019年度の回答では、「部活動指導員のモデル配置による時間外勤務の削減等の効果検証を行う」とある。この検証によって認められた効果と、今後のとりくみの方向性を明らかにすること。
- (3) 教育的効果が高く、子どもたちの自主性を育てることのできる学校における部活動を持続できるよう保障したうえで、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱（20年4月）」が示す上限時間を遵守するために、必要な部活動指導員等の人員の確保・拡充に努め、顧問教職員の負担軽減をおこなうこと。また、市町村についても同様に負担軽減のためのはたらきかけをおこなうこと。
- (4) 教員特殊業務手当を改善すること。
- (5) 部活動顧問の教職員に、引率の交通費等についても全額保障すること。
- (6) 文科省の働き方改革推進本部は、学校の働き方改革をふまえた「部活動改革」の概要をしめした。そのなかで、休日の部活動の段階的な地域移行にむけた考えや、平日の学校部活動と休日の地域部活動に分けて、休日の地域部活動における兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理するとしている。これらは今後、教職員の勤務労働条件にかかる事項であることから、十分な協議をおこなうこと。

以上